

# 市職員の給与と職員

## ◆職員手当の状況

### (ア) 期末・勤勉手当

支給割合は、国と同率です。また、国と同じく職制上の段階、職務の級により加算措置を設けています。

期末手当		期末手当	勤勉手当
	6 月 期	1. 6 <sup>月分</sup>	0. 6 <sup>月分</sup>
	12 月 期	1. 9	0. 6
	3 月 期	0. 5 5	—
	計	4. 0 5	1. 2

### (イ) 退職手当

退職手当は、退職したときの給料の月額に、退職事由及び勤続年数に一定の支給割合を乗じて支給されます。支給割合は、平成10年4月1日現在の率です。なお、大館市は秋田県退職手当組合に加入しており、支給割合はその条例に基づいておりますが、割合は国と同率です。

退職手当		自己都合	定 年 等
	最高限度	60.0 <sup>月分</sup>	62.7 <sup>月分</sup>
	勤続 20 年	21.0	28.875
	勤続 30 年	41.25	54.45
	勤続 35 年	47.5	62.7
1人当たりの平均支給額(9年度)		1,941 <sup>千円</sup>	27,119 <sup>千円</sup>

### (ウ) 扶養手当

- ・配偶者は16,000円、扶養親族2人までは1人5,500円、3人目から1人2,000円。
- ・満16歳から22歳までの子は、4,000円を加算。
- ・配偶者のない場合の1人目は、11,000円。

### (エ) 住居手当

- ・借家の場合（家賃が12,000円を超える場合に限り）は、家賃の額に応じて27,000円を限度に支給。
- ・自宅の場合は、1,000円（ただし、取得後5年間は2,500円）。

### (オ) 通勤手当（通勤距離が2km以上のものに限る）

- ・交通機関等を利用する場合、運賃の額45,000円までは、全額支給。それを超える場合は、運賃の額に応じて50,000円を限度に支給。
- ・交通用具を利用する場合、通勤距離に応じて18,500円を限度に支給。

### (カ) 時間外勤務手当（普通会計決算）

9 年度	支 給 総 額	職員一人当たり支給年額
	1 2 0 , 5 7 5 <sup>千円</sup>	2 3 2 <sup>千円</sup>

### (キ) 特殊勤務手当（普通会計決算）

9 年度	職員全体に占める 支給職員の割合	7 3 . 2 %
	支給職員一人当たり 支給年額	2 7 千円
	手当の種類(手当数)	2 7 種類
	支給額の多い手当	賦課徴収手当・現金取扱手当・社会福祉手当・業務連絡手当
	支給職員数の 多い手当	賦課徴収手当・現金取扱手当・現場作業手当・業務連絡手当

## 市長リポート

No.170



### 市政を変える 情報公開

先の九月定例市議会では、前回ここで述べました環境に関する条例とともに情報公開条例も承認され、来年四月から施行されます。近年、行政に対して、公金をめぐる不祥事や公共事業の公正な入札などへの批判や疑問もあり、情報公開を求める声が強くなりました。このため「開かれた行政」ということで、国では法律として、また各自治体でも条例の制定が進められています。そして、大館市では昨年十月一日からの部分的な情報公開を経て、いよいよ情報公開条例が整備されたわけです。

この条例は、内容的にも非常に進んだもので、おそらく自治体の中では情報公開の点から見ると、トップレベルにあると自負しています。主なものを挙げますと、市民の「知る権利」の尊重を明記していること、情報公開の実施機関として議会を含めていること、そして、だれでも行政文書の開示を請求することができる、といった点です。そして、条例の策定に当たりまして、有識者、特に市民の各層からの幅広い意見を取り入れられました。また、条例を施行する準備としまして、行政文書をしっかりと管理するため、各出張所や公民館に至るまで、市の機関全体にファイリングシステムを導入しました。

個人のプライバシーに配慮しつつも十分な情報を提供することによって、市民の皆さんは、市政に関して的確な判断をすることができるようになります。それはまた、行政に課せられた義務であると考えています。加えて、情報公開が市政に関心を持ち、参加していただくことへのきっかけになることも期待すべきところだと思います。これからは情報公開条例の施行により、市民の皆さんの理解のもとで、行政活動を行うことができます。そして、それは、ますます開かれた市政への始まりになるものと確信しています。

小畑 元